

優越的地位の濫用から見る独占禁止法と下請法

小池優治・土田遥稀・瀬戸礼哉

(前提)

・独占禁止法の優越的地位の濫用について紹介（構成要素） まず、前提として本主題は自身(小池)がドン・キホーテでアルバイトをしているという経緯に基づいて定められたものであり、独占禁止法における優越的地位の濫用の制限は妥当なものなのかについて皆様に興味を持っていただくことを意図しております。また、その際に極端に企業側に寄った意見を発信しないため二人の友人に協力して頂きました。

本レポートでは独占禁止法につきましてはドン・キホーテ事件、下請法につきましてはシャトレゼ事件を根拠に優越的地位の濫用について比較検討していきます。

独占禁止法とはまず事業者間の公正かつ自由な競争を促進すること、国民経済の健全な発達を目的として制定されたものでありますが、本件で取り扱う優越的地位の濫用については対象となる行為が一層ミクロな視点によるものとなります。具体的に対象を明らかにする条文としては独占禁止法2条9項5号の定義規定が挙げられまして、本件で検討していくのは本条文上の「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して」と「正常な商慣習に照らして不当に」についてとなります。

そもそも優越的地位を濫用する行為が公正な競争を阻害するということは取引主体が自主的かつ自由に取引するという自由競争基盤の侵害される状況を想定したものであり、したがってこういった行為の制限の際に広い視野を持つ必要はなく、自主決定に制限が生じていたかの確認が取ればよいとされるのが通説であります。

・下請法の優越的地位の濫用の紹介（行為類型の例） 次に、下請法についてですが、こちらは独占禁止法において生じる優越的地位の濫用の規制で個別の認定に相当の期間を要するという課題を緩和することを想定して、一定の取引を対象とし、資本金区分を定めて、規制対象に当てはまる取引の発注者（親事業者）を「優越的地位にある」ものとして取り扱い、下請取引に係る親事業者の不当な行為を迅速かつ効果的に規制し、下請事業者の利益保護を図るものという立場で策定されたものとなります。

具体的には製造委託、情報成果物作成委託、修理委託、役務提供委託などを対象とすることが多いです。

・双方の比較と立ち位置の検討 よって、双方の相違点として、法が取り扱う行為類型は類似していますが、下請法が独占禁止法の補完法として成立した経緯からその対応の速さや具体性に差異が生じているということになります。

(現状)

・ドン・キホーテ事件の紹介 それでは、ドン・キホーテ事件を筆頭に独占禁止法における優越的地位の濫用についての扱われ方についての現状を確認します。ドン・キホーテ事件とは、具体的に大手小売店であるドン・キホーテが納入業者に対して協賛金の提供や棚卸し業務をさせたことが文面を超えた優越的地位の濫用であるとして公正取引委員会が違反行為として認定した事件です。取引上の優位な立場を利用して、パートナー従業員の派遣を強要する行為も報道されていましたが、これは事実と異なるとされており、ドン・キホーテ側は公正取引委員会の検査が進むことで、ドン・キホーテの正当性が明らかになると考えていました。しかしながら最終的にはドン・キホーテは排除措置命令を受けています。優越的地位の濫用は、取引上優越した地位にある事業者がその地位を利用して、取引の相手方に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることを禁止するものです。独占禁止法第2条第9項第5号に該当する優越的地位の濫用は、公正取引委員会によって課徴金の納付を命じられる可能性があり、本件はこれに該当するとされています。また、ドン・キホーテの優越的地位の濫用に関する具体的な事例や、独占禁止法上の考え方については、独占禁止法改正法や、公正取引委員会のガイドラインに基づいて、詳細が明確化されています。

・独占禁止法における優越的地位の濫用の紹介（小売店の他判例も参照） 本件評価が正当か判断するために他類似事案についても調査しました。例えば、エディオン事件において、公正取引委員会は、株式会社エディオンに対する審決において、優越的地位の濫用に関する課徴金納付命令の一部を取り消すことを決定しました。この決定により、エディオンは納付済みの課徴金のうち、取消がなされた部分に係る金員に法令上の加算金が付加され、年度中に還付を受けることになりました。

また、ハーレーダビッドソン事件においてハーレーダビッドソン日本法人は、販売店に過剰なノルマを課したとして、公正取引委員会から約2億円の課徴金納付命令を受けました。ハーレーダビッドソンジャパン（HDJ）は、全国の販売店に対して前年比130%という過剰な販売ノルマを一方的に課していたことが問題視されました。公正取引委員会は、これが独占禁止法に違反する「優越的地位の濫用」に該当すると認定し、排除措置命令とともに約2億1147万円の課徴金を命じました

・シャトレゼ事件の紹介次に、シャトレゼ事件を筆頭に下請法における優越的地位の濫用についての扱われ方の現状を確認します。

シャトレゼ事件は、下請法違反により公正取引委員会から勧告を受けたことが発端で、商品の未受領や無償保管の要求が問題視されました。2025年3月、シャトレゼは公正取引委員会から下請法違反の勧告を受けました。下請事業者からの商品の受領を長期間行わず、保管費用も支払ってなかったことが指摘されました。この行為は、下請法に違反するとされ、総額2383万円に及ぶ未受領商品が存在していました。シャトレゼは、勧告を受けた

後、公式ウェブサイトで謝罪文を掲載し、再発防止策を発表しました。具体的には、下請法に対する認識を深めるための社内研修を行うことや、取引先に対して適切な対応を行うことを約束しました。この事件は、消費者やネットユーザーの間で大きな反響を呼びました。「シャトレゼはなぜあんなに安いのか？」という疑問が再燃し、安価な商品が下請け業者へのコスト転嫁に依存していた可能性が浮き彫りになりました。

・下請法における優越的地位の濫用の紹介（添付 pdf のいずれかの事例を参照） シャトレゼ事件よりも前に、下請法第 4 条第 1 項第 1 号（受領拒否の禁止）で勧告を受けたのは平成 25 年 3 月 29 日（株）フェリシモに対する件が挙げられます。衣料品、雑貨等の製造委託に関し、顧客からの受注状況に応じて、自社が必要とする都度、下請事業者に納品を指示して、当該下請事業者の給付を受領する方法を採ることにより、当該下請事業者の給付を受領する期間である納品期間の末日を経過しているにもかかわらず、当該下請事業者の給付の一部を受領していなかったという内容のものです。他には、平成 24 年 3 月 2 日（株）たち吉に対する件が挙げられまして、こちらは陶磁器等の製造委託に関し、(1) 発注書面に発注数量の全量を受領する期限として記載した「予約期間」の末日を経過しているにもかかわらず、給付の受領を拒んでいたという内容のものです。

（問題）

・ドン・キホーテ側の反論（正常な商慣習はあるべき商慣習ということ） 以上問題となった行為類型について多数取り上げましたが具体的な各企業側の見解についてまとめます。2005 年、株式会社ドン・キホーテ（現 PPIH グループ）は、公正取引委員会から優越的地位の濫用に関する勧告を受け、「ラックジョバー型問屋」という独自の流通モデルを理由に反論しました。同社は、棚管理・陳列・販促まで担う問屋を「協業型パートナー」と位置づけ、これを「正常な商慣習」とであると主張しました〔ドン・キホーテ「公取委勧告に対する見解」

（2005 年）〕。しかし、独占禁止法第 19 条にいう「正常な商慣習」とは、単なる業界慣行ではなく、取引当事者の自主的意思と対等性を前提とする合理的取引行為を意味します。ラックジョバー型取引が陳列・在庫・保管コストを問屋側に転嫁し、契約上明文化されていない場合、実質的には「優越的地位の濫用」に該当する可能性が高いです。この事件は、「慣行＝正当化根拠」という論理の危うさを示すと同時に、今後の流通契約における書面化・責任分担の明確化の必要性を浮き彫りにしたものだといえます。 エディオン事件に関しては 2023 年、公正取引委員会は株式会社エディオンに対し、家電メーカーに対する販促協賛金の要請および支払条件の一方的変更を理由に下請法違反で勧告を行い、同社は「業界全体で一般化した販売促進慣行」と主張しましたが、公取委はこれを「優越的地位を利用した経済上の負担転嫁」と認定しました。この事件の本質は、「慣行的共犯関係」の否定であります。すなわち、長年取引当事者が暗黙の了解として維持してきた行為であっても、それが下請側の自主性を奪う構造であれば、法はこれを保護しないということを断定したものです。業界

慣行が「不公正取引の制度化」を招いていた実態に対し、行政が明確に一線を画した意義は大きいといえるでしょう。

2019 年のハーレーダビッドソン事件に関しましても、同社が販売代理店に対し再販価格維持およびオンライン販売の制限を課した行為が問題となり、同社は「ブランド価値と販売網の整合性確保」を理由に正当化を試みましたが、公正取引委員会はこれを「再販売価格拘束」と判断し、独禁法第 19 条違反とした〔公正取引委員会「平成 31 年排除措置命令」〕。この事件は、ブランド維持や品質管理といった経営上の正当目的があっても、それが価格競争や市場アクセスを制限する場合には許容されないことを明示した点で重要で、企業の「自由な経済活動」は、あくまで公正競争秩序の範囲内で保障されるべきものであるということが示されています。

・シャトレゼ側が甘んじて受け入れた理由（下請法の情状酌量の余地のなさ）下請法に関しましては 2025 年 3 月、公正取引委員会は株式会社シャトレゼに対し、包装資材の受領拒否および無償保管を下請事業者に強いた行為が下請法第 4 条第 1 項第 1 号および第 2 項第 3 号に違反するとして勧告を行い、約 2,400 万円相当の資材が納入済みにもかかわらず受領されず、明確な「経済上の負担転嫁」と認定されました。本件で同社は反論せず、勧告を受け入れました。その背景には、①法構成要件への明白な該当、②争訟コスト・ブランド毀損の回避、③制度上の「情状酌量の余地のなさ」があったと考えられ、下請法運用基準では、親事業者は発注条件を誠実に履行しなければならない、下請側の責めによらない受領拒否・支払遅延は原則違法とされるため、主観的事実がほぼ考慮されない構造にあるといえます。この事件は、慣行的取引行為であっても、形式的に違反構成要件に該当すれば直ちに行政処分の対象となることを示し、下請法の実効性が制度的に強化されつつあることを象徴しました。

・現実問題ドン・キホーテは許容されない説明 これら四事件を総合すると、商慣習を根拠にした法的正当化には明確な限界があるといえます。第一に、「慣行の存在」は法的免罪符にはならず、当該行為が公正競争・対等取引を損なう場合、直ちに違法評価が下されますし、第二に、慣行が固定化されることで、新規参入者が排除され、市場が閉鎖的構造に陥る危険があります。ドン・キホーテ型モデルは、効率性の観点では合理性を有する一方で、流通主導権を特定企業に集中させ、問屋の自主性を奪う危険を孕んでいます。第三に、下請法および独禁法の運用が年々厳格化しており、今後は契約書面の明文化義務、価格転嫁の適正評価、支払条件の透明化が不可避であると考えられます。制度的には、商慣習を排除するのではなく、「公正かつ効率的な取引慣行」として再構築する必要がある、これこそが、現行法制度と市場実態を接続する鍵となるといえます。

（将来策定すべき規定）

・逆に市場を閉鎖するリスク以上で申し上げてまいりました通り、判例上「正常な商慣習」は「あるべき商慣習」として解されてきたものであり、公正取引委員会側も実際に大規模小売業者の納入業者に対する優越的地位の濫用行為を規制する基本的ルールとして「百貨店業における特定の不公正な取引方法」を定め具体性をもって運用してきたということから本件でドン・キホーテ側を正当化することは困難であると考えますが、本報告の中では現在の法適用の弱点と今後の提案を検討します。

まず、本件の独占禁止法における優越的地位の濫用の取り締まり方の弱みについて、「ラックジョバー」という商慣習自体が本国において「あるべき商慣習」でないということで問題視されますが、ドン・キホーテ側の意見を考慮すると、「納入業者の中には付加価値として棚卸等に協力することを売りにし、他納入業者と差別化を図っている者もある」ということであり、もしこれが真実ならば逆に本規定は競争の実質的制限をもたらすことが懸念されます。また、こういった行為類型であった場合、バイイングパワーにまつわらない納入業者の自主的な行為を「小売店が優越的地位を濫用して強制した」と断定する形になり、かえって小売業者の納入業者の利用が保守化する傾向が生じるとも考えられます。

・正当化事由の立ち位置 正当化事由につきましては、本件行為自体が判例上問題視されていることや、事業者間のパワーバランスの差異により、本心の表明が困難であることから本アプローチは難しいと考えました。

・あるべき商慣習とはそもそも何か ここで私たちは「あるべき商慣習」とはそもそも何か検討することにしました。まず、独占禁止法上「正常な商慣習」は「公正な競争を阻害するおそれがある商慣習」であるという立場を公正取引委員会側はとっており、また「優越的地位の濫用」という行為類型に基づいて、全体の市場を考慮するというよりは個々の取引に生じる不公平性が問題視される傾向にあります。そのため、「あるべき商慣習」は本条文に着目してみれば個々の取引間に適用するものであり、その間の取引一つ一つの事情を正当化事由として判断するような形は減多にとりません。

しかしながら、独占禁止法の目的は「公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすること」であるため、事業者が自主的に行った活動を制約し、自由競争減殺を起こしうる運用は目的論的に調整すべきものと考えます。

・自分たちで考えた理想的政策 ここで私たちなりにどういった改善案が出せるのか考えました。私たちは企業側に提案する制度として、現在行われている「DX 認定制度」のような形でラックジョバー等現在違反とみなされる行為類型を強みとしたい企業は本行為を許容することを表明する資格を事前に自主的に取得しておけば、本商慣習を認められるという制度を提案します。本制度には「企業間の優越的地位の濫用に関係ない企業の自主性が認められること」に強みがあると考えます。

・今後とるべき対応と懸念点 最初は企業に勤める労働者の立場から公正取引委員会の認定する違反要件をもっと絞り、正当化事由を広く認めるといったアプローチを想定していましたが、調査していく中で弱い立場を保護することで経済の活性化を図るという本条文の意図が見えてきたように感じられたため、経済の流動性の確保のため民間側への資格の追加というアプローチを結論として本発表を示させていただきます。しかしながら、本資格を取得することすら優越的地位によって強制する企業が現れたり、逆に資格不保有団体が新たに参入する際の障壁になったりといった課題が新しく生じることが考えられるため、制度の上に制度を重ねるような仕組みにならないよう注意すべきとも感じました。

(質疑応答)

【参考資料】

葵綜合法律事務所 不公正な取引方法―優越的地位の濫用について

(<https://aoi-sogo-law.com/archives/1690>)

株式会社ドン・キホーテ 公正取引委員会による勧告に対する弊社見解と今後の対応

([050322.pdf](#))

今日獲れ 【事件】 シャトレゼに何があった？ (<https://kyounotrend.net/chateraise-jiken/>)

CLOUDSIGN 下請法とは？ (<https://www.cloudsign.jp/media/shitauke-hou/>)

Coki シャトレゼが下請法違反で謝罪 (<https://coki.jp/article/news/50420/>)

公正取引委員会 株式会社シャトレゼに対する勧告について ([250327_Chateraise.pdf](#))

公正取引委員会 企業取引研究会報告書 ([241225_kigyotorihiki_1.pdf](#))

公正取引委員会 優越的地位の濫用に該当する事例

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei//torihiki/2015/151222ShitaukeE.pdf>)

公正取引委員会 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方

(<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokujun/yuetsutekichii.html>)

j-cast ニュース シャトレゼ、賞味期限「改ざん」発覚を謝罪

(<https://www.j-cast.com/2023/09/07468382.html?p=all>)

TBS NEWS DIG バイクのハーレー日本法人に約2億円の課徴金納付命令

(<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/217720>)

土田和博ほか『条文から学ぶ独占禁止法 第3版』有斐閣 (2024年) 236,237頁

根岸哲『優越的地位の濫用規制に係る諸論点』日本経済法学会 (2006年) 21-33頁

(https://www.jstage.jst.go.jp/article/jael/27/0/27_21/_pdf/-char/ja)

文春オンライン ハーレーダビッドソン日本法人、何があった？

(<https://bunshun.jp/articles/-/80182>)

りくブロ シャトレゼは何が問題だった？！ (<https://ririske.com/chateraise-violation/>)